

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年7月10日 開会

令和2年7月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年7月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 17名

#### 農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	12番 植 松 眞 二	14番 石 川 嘉 章
15番 朝比奈 美 芳	16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁
18番 後 藤 文 隆	19番 松 永 孝 男	

#### 欠席委員

11番 村 松 義 正	13番 齊 藤 学
-------------	-----------

#### 農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐 野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	5番 佐 野 均
6番 村 松 慎 一	7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男
9番 望 月 義 雄	10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎
12番 佐 野 強	13番 近 藤 雅 隆	

#### 欠席委員

3番 佐 野 三 男	4番 遠 藤 光 浩
------------	------------

#### 事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任 主 査	深 川 亮	主 査	伊 藤 孝 彦
主 事	大 瀧 美 緒		

#### 議長

本日は大変お忙しい中、農業委員会の総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。  
会議に入る前に、11番 村松義正委員、13番 齊藤学委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の会議につきましても、先ほど事務局からの話にあったとおり、説明は事務局のほうも簡潔に行い、委員の皆様は発言等がある場合につきましても、挙手で簡潔にお願いしたいと思います。できるだけ短時間で終わりたいと思います。

次に、議事に先立ちまして、令和2年6月11日から令和2年7月9日までにおける農地法の規定による申請（届出）につきましても、取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局 大瀧主事

本日、配布しました農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、小泉■■■■、畑342平方メートルについて、令和2年6月16日付で農地法5条届出がされていましたが、令和2年6月29日に都合により取消願が提出されました。

以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。

次に「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、5番 赤池勝委員、6番 佐野正委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署名人に、5番 赤池勝委員、6番 佐野正委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第37号から議第46号です。

初めに、報第37号から報第40号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

議案の1ページを御覧ください。

報第37号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の2ページを御覧ください。

報第38号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の3ページから6ページを御覧ください。

報第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

議案に記載のとおり、12件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから9ページを御覧ください。

報第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが10件ありました。

報告については以上です。

議長

事務局の報告が終わりましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑ある方は挙手を願います。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第37号から報第40号まで報告済みといたします。  
議第40号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。  
事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の10ページを御覧ください。

議第40号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について  
第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は、三澤寺の南に位置する農地です。

受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの贈与契約で野菜を栽培する計画です。

受人は現在65歳、耕作面積は許可後8,277.77平方メートル、稼働人員は3名です。  
続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は、新内房橋の東に位置する農地です。

■■■■株式会社が送水管理設のため、地役権を設定するものです。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

新規就農案件です。

申請地は、富士根北公民館の北に位置する農地です。

兄弟間による贈与契約です。

渡人である兄■■■■さんが、父から生前一括贈与により取得し耕作を続けてきましたが、高齢により規模を縮小したく、また受人である弟■■■■さんも退職後に備えて就農したく、申請に至りました。

申請地では、野菜を栽培する計画です。

受人は、現在57歳、耕作面積は許可後3,190.68平方メートル、農機具は兄から借り受ける計画で、稼働人員は4名です。

続きまして、第4項、5項、6項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

3件同時申請です。

申請地は、日本盲導犬総合センターの北に位置する農地です。

一般法人の株式会社■■■■が解除条件つき賃貸借契約により規模拡大のため、権利設定するものです。ブドウを栽培する計画です。

受人耕作面積は許可後18,599平方メートル、稼働人員は4名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

こちらも新規就農案件です。

申請地は、ファミリーマート富士宮朝霧店の西に位置する農地です。

中国でシイタケ栽培を行う法人の経営に携わっていた中国人の方で■■■■さんと、代表取締役の■■■■さん市内在住の方とが発起人となり、その法人の子会社として昨年当法人を設立しました。長さ45メートル、幅8.5メートルのビニールハウスを33棟建て、1棟に1万4,000本の菌種を並べシイタケを栽培し、年間300トンの生産を目指す計画です。また、狭小不整形のためビニールハウスを建てられない場所には、ブルーベリー、大根を栽培することです。

受人耕作面積は許可後23,351.21平方メートル、稼働人員は現在2名ですが、10名の従業員を募集するとのことでした。

資金は、中国の親会社から借入れ、経営や栽培方法についても指導を受けながら運営していくとのことでした。この案件につきまして、7月8日に現地にて担当農業委員の植竹委員、宮島委員立会いのもと、代理人の行政書士から説明を受けました。

現地は、以前、現所有者が同じ敷地で野菜の栽培と加工場という形の事業を始めましたが、経営破綻し現在は荒地地のようになっております。

委員からは、過去の経緯、また大きな事業であるということから、全く知らない新しい事業者が入ってくることに地元民は不安に思うだろうから事前の説明が必要ではないかという指摘をいただきました。その後、代理人の方から事業者はその旨を伝えていただき、この土日で地元説明に回るという約束をいただいております。

以上、第1項及び第3項から第7項について、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、第2項については農地法第3条第2項のただし書にある不許可の例外となる地役権設定に該当するため、問題ないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項及び7項について、担当委員からの調査報告をお願いします。

3番 遠藤恒男委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告いたします。

7月8日、午後1時半、現地にて、渡人と農業委員会事務局2名、村松推進委員、計6名で現地を確認いたしました。

兄より土地を贈与してもらい、弟が会社を定年し、農業を行うものであります。

農機具等も保有しており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほど、よろしく願います。

17番 植竹繁委員

7項につきまして、事務局より説明があったように、これだけ大きい面積を利用するということに対して、地域の方々に何の説明もしていないということでしたので、地元への説明をお願いしました。

もう一点、ここは以前にも6～7年前ですかね、野菜を作るからと言ったまま耕作放棄されていたところですから、今後は適正利用してくださいというお願いをして、本日事務局とその話し合いができました。まだ書類は出してないんですけども、提出しますのでよろしく願います。

それと今後も、事務局がある程度の監視をしてほしいということをお願いしておきます。

議長

今の植竹委員から話ありましたが、こういうところにつきましては、また事務局、農業委員である程度になったらね、現地を調査する必要がございますので、よろしくどうぞ。この件につきまして、事務局から説明があります。

事務局 望月次長兼振興係長

事務局からですけども、この件につきましては、現地に立ち会っていただきました農業委員さんには申し訳ありませんでした。事前相談せずに大規模な案件の現地調査を突然にお願いしてしまい、反省すべき点がありました。地元の農業委員さん方に情報を提供しながら進めていくべき

だったと感じております。この案件につきましては今現在、周辺の地域への説明が行われておらず、今日、明日中に行うということですが、その辺もまだ決まっていないような状況です。今日の段階といたしましては、周辺への影響がないよう配慮し、地域への事業説明を行うことを条件に附帯して許可のお願いをしたいと思っております。議長よろしく申し上げます。

議長

今、お話にもございましたけど、議第40号について7項を除き、原案のとおり決定することとし、7項については、条件を付して決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第40号は7項を除き、原案のとおり処理することに決定することとし、7項については、条件を付して決定することといたします。

議第41号 転用目的・事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の13ページを御覧ください。

議第41号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

第1項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

下条■■■■、田677平方メートルほか一筆につきまして、令和2年2月10日、富農委第17号にて、資材の保管、運搬トラック11台等資材置場を目的とした農地法5条許可を受けていましたが、精進川■■■■、田317平方メートルについても売買により購入できることとなり、これまで本社敷地に置いていた作業用の車両や資材なども置けるようになるため、今回の計画変更となったものです。

このため、既に許可済みである宅地2筆、農地2筆を含めた全5筆、全体計画面積2,024.31平方メートルとなります。

申請地は、上野出張所から300メートル以内に位置している第3種農地に該当します。

資金は自己資金により確保されており、周辺農地との境界には見切りをし、影響が出ないように配慮し設置をいたします。

新たに追加する精進川■■■■については、この後の5条許可申請が提出されております。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第41号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第42号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

本議案について、9番 佐野公洋委員が関係する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席を求めます。

〔9番 佐野公洋委員 退席〕

議長

それでは、事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の14ページを御覧ください。

議第42号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真の7ページを御覧ください。

西山■■■■の内、田165平方メートルにつきまして、申請人が貸駐車場5台に一時転用しようとするものです。

娘夫婦が自宅敷地の外構工事をするのに当たり、本申請地を一時的に娘夫婦及び工事車両用の駐車場として貸出します。期間は許可後すぐに開始し、令和3年2月には農地に復元する予定です。

申請地は、芝川B&G海洋センターから北西約150メートルに位置する農用地です。

周辺への影響がないよう配慮します。

この案件につきまして、7月7日、午後3時から申請者、地区担当農地利用最適化推進委員、事務局3名で現地調査を行い、話を聞きました。

一時転用の目的、農地復元計画ともに問題ありませんので、御審議をお願いします。

説明及び報告は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑がある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第42号は、原案のとおり処理することに決定しました。

9番 佐野公洋委員の入場を求めます。

〔9番 佐野公洋委員 入場〕

議長

議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の15ページから16ページを御覧ください。

議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真の8ページを御覧ください。

青木■■■■、畑489平方メートルにつきまして、受人が賃借により資材置場に転用しようとするものです。

受人は建設業を営む法人で、資材置場を探していたところ、申請地について紹介を受け、面積、利便性等から適地と判断し、申請にいたったものです。

申請地は、富丘保育園から北へ約200メートルに位置し、第3種農地に該当します。

資金は自己資金により確保されており、周辺に影響がないよう配慮します。

続きまして、第2項及び別冊航空写真の9ページ及び10ページの拡大図を御覧ください。

北山■■■■、田143平方メートルにつきまして、受人が贈与により取得し住宅敷地の拡張に転用しようとするものです。

受人は、分家住宅の建て替えに際し駐車場として一体利用するため、申請にいたったものです。

申請地は、北山郵便局から北へ300メートルに位置する小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。

資金は融資により確保されており、被害防除措置を行い周辺への影響がないように配慮します。

続きまして、第3項及び別冊航空写真の11ページを御覧ください。

上条■■■■、畑11平方メートルほか5筆、計554.51平方メートルにつきまして、受人が売買により取得し駐車場20台及び多目的広場に転用しようとするものです。

受人は地縁団体で、駐車場及び催し会場、避難訓練等に使用したいと考え、申請にいたったものです。

申請地は、小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。

資金は自己資金により確保されており、舗装などの措置はせずまた、周辺に農地も少ないので影響はないものと思われまます。

続きまして、第4項及び別冊航空写真の12ページを御覧ください。

精進川■■■■、田317平方メートルにつきまして、■■■■株式会社は売買により権利取得し資材置場に転用するものです。

こちらは、先ほど議第41号で承認された案件となります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真、戻りまして5ページ及び6ページ拡大図を御覧ください。

麓■■■■の内、畑911.54平方メートルほか1筆につきまして、受人が売買により権利取得し、農業用倉庫、通行路、作業場に転用しようとするものです。

受人は、シイタケ、野菜、果樹栽培を目的に令和元年8月に設立した法人で、中国でのシイタケ栽培の実績があります。栽培に当たり、申請地の隣地には既存の加工施設があり、この地域は夏の高温期間が短く最高気温も低いこと、また良質な水を確保できることから、1年中安定した収穫を見込めると計画し、申請地をそのための農業用倉庫、通行路、作業場として利用したく申請したものです。

申請地は、国道139号ファミリーマート富士宮朝霧店から西へ約600メートルに位置する農用地ですが、農業用施設用地への用途変更済みであります。



この案件につきまして、7月8日、午後2時30分から農業委員2名、行政書士、事務局2名にて現地調査を行い、周辺への事業計画等の説明がなかったということが発覚し、農業委員より申請地は過去に1度事業が頓挫してしまったことがあり、事業面積が広大でありながら事前に近隣への説明がされていないことなどから、地域住民から苦情など不満の声が出る可能性もあり不安があると意見がありました。事務局で検討した結果、事業者に近隣住民、区長等への事前説明を行うように伝えることを確認しました。

続きまして、第6項及び別冊航空写真の13ページを御覧ください。

上稲子■■■■、畑188平方メートルにつきまして、受人が賃貸借により権利設定し、碎石のための貯水場に転用しようとするものです。

受人は、碎石の採取販売や産業廃棄物処理など行なう法人です。

今回、碎石した石を水洗いするための貯水場を設置するにあたり、タンクの位置から他に適地はなく、渡人も高齢で農業を縮小したいと考えていたことから、申請に至ったものです。

申請地は、小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。

資金は自己資金により確保されており、付近に農地はなく被害はないものと思われます。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑がある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行う前に、議第43号は5項を除き、原案のとおり決定することとし、5項については、条件を付して決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第43号は、5項を除き、原案のとおり決定することとし、5項については、条件を付して決定いたします。

議第44号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の17ページを御覧ください。

議第44号 非農地証明申請の審議について

第1項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は、下条■■■■、畑1,037平方メートルで、下条から猫沢方面へ抜ける交差点の南、管理者養成学校の東に位置にする農地です。昭和57年月日不詳、申請人の先代が耕作不向きのため放棄し、以後山林化し現在に至ったものです。

なお、農業委員による立会い調査については、通常担当である齊藤学委員にお願いするところですが、都合により実施できず、代理として土井一彦推進委員に御協力いただき調査を実施しております。申請内容との相違はなく問題ないのではと御意見をいただいております。

続きまして、第2項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は、内房■■■■、畑ほか2筆、計726平方メートルで、協同ゴム工販株式会社の西に位置する農地です。昭和31年に申請人の祖父が農家住宅を建設、その後昭和59年3月に申請人の父が離れを建設し、以後現在まで宅地として一体利用しているものです。

こちらは旧芝川町案件のため、平成23年の線引き前から宅地として利用していたことが確認でき、都市計画上問題ありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第2項について調査結果を報告いたします。

7月7日、申請代理人の行政書士、鈴木推進委員、事務局職員2名と現地で会い調査を行いました。

申請地には、家屋、庭木等があり、宅地として長期間にわたり利用されている状況でした。

詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。

申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑がある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第44号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第45号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち2項について、3番 遠藤恒男委員が関係する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、事務局からの議案の概要説明の後、退席を求めます。

事務局 伊藤主査

議案の18ページを御覧ください。

議第45号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

1ページめくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ、右側の表のページです。農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数6人、利用権を設定する者の数9人、利用権を設定する農用地の面積計3万2,804平方メートルです。全て中間管理事業になります。

概要説明は以上です。

議長

ここで、3番 遠藤恒男委員の退席を求めます。

[3番 遠藤恒男委員 退席]

議長

それでは、2項について先に審議します。

事務局に議案の説明をさせます。

事務局 伊藤主査

それでは、利用権の内容について説明します。

1枚めくっていただきまして、4ページを御覧ください。

第2項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

北山字貫間■■■■ほか5筆について、利用権の設定を受けるものは、栗倉の■■■■さんで、利用権の内容は野菜の栽培です。

移転後、経営面積は1万3,228平方メートルです。

農業経営基盤強化推進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第45号のうち2項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第45号のうち2項は、原案のとおり処理することに決定しました。

3番 遠藤恒男委員の入場を求めます。

[3番 遠藤恒男委員 入場]

議長

引き続き、議第45号について、事務局に議案の説明をさせます。

事務局 伊藤主査

4ページの第1項及び航空写真は16ページを御覧ください。

栗倉字籠場■■■■の内、1万平方メートルについて、利用権の設定を受ける者は、村山の■■■■さんで、利用権の内容は飼料作物の栽培です。

移転後、経営面積は3万7,345平方メートルです。

続きまして、第3項、第4項を御覧ください。航空写真は18ページになります。

同一受人の案件になります。

第3項は山宮字西村■■■■の内、890平方メートルほか4筆、第4項は山宮字向村■■■■ほか6筆について、利用権の設定を受ける者は、静岡市駿河区の■■■■さんで、利用権の内容は花木の栽培です。

移転後、経営面積は3万9,009.26平方メートルになります。

第5項及び航空写真19ページを御覧ください。

下条字堀之内■■■■ほか3筆について、利用権の設定を受ける者は、宮北町の■■■■さんで、利用権の内容は水稻の栽培です。

移転後、経営面積は1万8,976.76平方メートルになります。

第6項から第8項は同一受人の案件です。航空写真は20、21ページを御覧ください。

第6項は星山字月ノ輪■■■■の内1,126平方メートル、第7項は、星山字月ノ輪■■■■ほか1筆、第8項は貫戸字狐塚■■■■ほか2筆について、利用権の設定を受ける者は、黒田の■■■■さんで、利用権の内容は茶の栽培です。

移転後、経営面積は8万5,517.78平方メートルになります。

第9項及び航空写真の22ページを御覧ください。

青木字舞台■■■■の内374平方メートルほか1筆について、利用権の設定を受ける者は、青木の■■■■株式会社で、利用権の内容は野菜の栽培です。

移転後、経営面積は4万3,970.05平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化推進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手を願います。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第45号は、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

議第46号 農業委員会事務の実施状況について、事務局からの議案の説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、別冊の議第46号 農業委員会事務の実施状況等の公表についてを御覧ください。

農業委員会事務の実施状況等について、活動計画（案）及び点検・評価（案）を下記のとおり策定するということになっております。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）が別紙様式1、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）が別紙様式2という構成になっております。この事業につきましては、農業委員会等に関する法律によりまして、農地等の利用の最適化の推進状況、その他実施状況を公表することになっております。

それでは、議案を1枚めくっていただきまして、3分の1ページ、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を御覧ください。

まず初めに、1 農業委員会の状況として農家・農地等の概要及び農業委員会の体制を示してあります。農地の状況につきましては、耕地面積調査、農林業センサス、農地台帳の面積の数値を記載しております。面積につきましては、調査ごとの定義が異なるため必ずしも一致するもので

はありません。また、農家数は、農林業センサスの数値を記載してあります。農業委員会の体制につきましては、現在の体制を記載してあります。

次に3分の2ページ、担い手への農地の利用集積・集約化としてこれまでの農地の集積面積の記載があり、これは農地法3条、利用権設定により集積した面積として、890.07ヘクタールとなっております。集積率は29.28パーセントということで、富士宮市の現状としては低いような現状であります。今年度の目標としては、集積面積が1,240ヘクタール、うち新規集積面積は20ヘクタールとさせていただきました。この目標設定の考え方としましては、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を富士宮市では定めておりまして、この構想により面積の設定をさせていただいております。

次に、3新たな農業経営を営もうとするものの参入の促進としまして、これまでの3カ年の新規参入者の数及び新規参入者が取得した農地面積を記載しております。今年度の目標につきましては、参入目標20経営体、参入目標面積を20ヘクタールとさせていただいております。活動計画は、新規就農者への利用集積可能な農地の洗い出しを進めていくこととなります。

次に3分の3ページを御覧ください。遊休農地の状況ですけれども、遊休農地、富士宮市内現在125ヘクタールとなっております。全体に占める割合としては、3.95パーセントとなっております。今年度の遊休農地の解消目標面積は、9ヘクタールを掲げております。なお昨年度の解消面積は8ヘクタールです。

次に違反転用の対応状況としまして、現在、富士宮市の違反転用面積は、把握しているもので1.9ヘクタールとなっております。こちらにつきましても、パトロール、通報等により現状の把握、是正指導を継続して行っているところでございます。

次に別紙様式2、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということですが、こちらにつきましては昨年度の実績を記載しております。1ページから5ページまでにつきましては、先ほどの説明をさせていただきました活動計画の数字とほぼ一緒ですので、ここは省略させていただきたいと思っております。

次に、8分の6ページ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてということで、農地法等によって扱われた許可件数を記載しております。それぞれ、3条と転用件数、そのほか農地台帳の状況等を記載しております。

そして、8分の7ページにつきましては、農地所有適格法人からの報告の対応を記載しております。現在の富士宮市内の法人数につきましては46法人であり、その状況報告を記載しております。農地所有適格法人につきましては、毎年報告書を提出していただいておりますが、全ての法人から提出がなく督促を行っているところですが、引き続き指導を行ってまいります。

また、情報提供として、賃借料情報、農地の権利移動等の状況把握、農地台帳の整備状況を記載しております。なお、平成28年4月からインターネット上の全国農地ナビを利用し全国の農地を検索できるようになっております。これにより農地情報、例えば貸し付け希望等の情報や転用履歴等も、今後閲覧をできるように現在進めている状況であります。

最後に、8分の8ページを御覧ください。これらにつきましては、意見等は今のところ特に伺っておりません。

以上が今年度の活動計画及び昨年度の点検・評価となります。こちらにつきましては、本日御審議をいただきまして、案が決定となりまして、今後ホームページ等で掲載をする予定になっております。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

今の説明を聞きましたけど、これについて即答はなかなかできないと思いますけど、もし何かあった場合については、事務局へ問い合わせをお願いしたいと思います。特に富士宮市では、遊休農地の解消が大きな目的でございますので、今現在125ヘクタールですか。

事務局 望月次長兼振興係長

125ヘクタールですね。

議長

全体の約4%あるという訳でございますので、これについてまた8月の農地パトロール等につきまして、現地等調査して、解消に努めていきたいと思っております。また、今言ったように何かありました場合については、事務局へと問い合わせ、とりあえずこれについて御質疑がありませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第46号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。次回の農業委員会総会は、8月11日を予定しております。

以上をもちまして、令和2年7月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時55分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会  
会 長

会議録署名人  
5 番

会議録署名人  
6 番